

警報が発令された場合

有田中央高等学校清水分校

【1】有田川町(清水分校所在地)に大雨・暴風・洪水警報のいずれかが発令された場合

- 1) 午前7時の時点で発令中の場合は、自宅待機とする。
- 2) 午前11時までに解除された場合は、午後1時10分からの授業を受けられるように登校すること。
- 3) 午前11時の時点で発令中の場合は、臨時休校とする。
- 4) 定期考査時は、午前7時の時点で発令中の場合は臨時休校とする。
実施できなかった考査は、考査最終日の翌日に実施する。

【2】有田川町に当該警報が発令されずに、自宅(現住所)の市町村に当該警報が発令された場合

ご家庭で判断の上、遅刻・欠席するときは、必ず保護者が学校へ連絡してください。

【3】冬季における降雪・積雪・道路凍結等により危険性が見られる場合

ご家庭で判断の上、遅刻・欠席するときは、必ず保護者が学校へ連絡してください。

※ マスコミおよび地域により、警報の発令方法が違う場合があります。

※ 以下の情報源より、市町村別の「気象情報」を確認してください。

- ・テレビ和歌山
- ・NHK総合
- ・インターネット

気象庁 URL: <http://www.jma.go.jp/jp/warn/336.html>